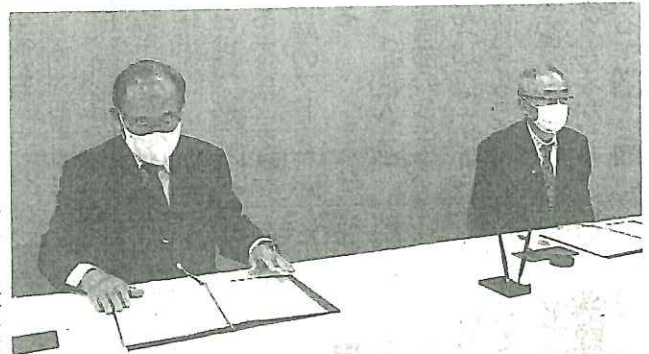


須坂市「被災時の住宅公費解体をスムーズに」

復興支援団体と災害時協定

2年
千曲川
氾濫



災害復旧支援の協定を結んだ日本補償コンサルタント復興支援協会の川畑会長(左)と須坂市の三木市長

須坂市は14日、災害で市内の住宅が被災し、解体する場合に手続きなどをスムーズに進められるよう、一般社団法人「日本補償コンサルタント復興支援協会」(東京)と災害時の対応について協定を結んだ。2019年10月の台風19号災害後に被災地で行った住宅の公費解体で、協会に業務の一部を委託した経緯があり、同様の災害に備える。

協会は、公共工事の用地取得に必要な調査業務を請け負う県内外の補償コンサルタント業者でつくる。台風災害後、須坂市では現地調査や見積書の作成などを担った。中野、長野、千曲、佐久市でも公費解体に携わったという。

協定には損壊家屋の解体や撤去、罹災証明の発行などで須坂市が協会から支援を受けることを盛り込んだ。三木正夫市長は「復旧業務は専門性が高く、市職員だけでは難しい。平時から相談しやすい態勢ができた」。協会の川畑清夫会長は「解体手続きのノウハウなどについて情報共有を進めたい」と話していた。